府令

○内閣府令第六号

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第七号）及び子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和元年政令第十七号）の施行に伴い、並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十九条第一項第二号、第二十条第一項及び第四項、第二十一条、第二十二条、第二十三条第一項及び第四項、第二十四条第一項、第二十六条、第二十九条第二項、第三十一条第一項並びに第八十二条並びに子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第十八条第一項及び第二十四条第一項並びに子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第三条の規定に基づき、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和元年五月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令

子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条―第一条の四）	第一章　子どものための教育・保育給付
第一章の二　子どものための教育・保育給付	第一節　支給認定等（第一条―第十六条）
第一節　教育・保育給付認定等（第一条の五―第十六条）	第二節　施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給（第十七条―第二十八条の二）
第二節　施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給（第十七条―第二十八条の二）	第二章　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者
第一章の三　子育てのための施設等利用給付	第一節　特定教育・保育施設（第二十九条―第三十八条）
第一節　施設等利用給付認定等（第二十八条の三―第二十八条の十三）	第二節　特定地域型保育事業者（第三十九条―第四十四条）
第二節　施設等利用費の支給（第二十八条の十四―第二十八条の十八）	第三節　業務管理体制の整備等（第四十五条―第四十八条）
第二章　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援提供者	第四節　教育・保育に関する情報の報告及び公表（第四十九条―第五十三条）
第一節　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者	第三章　地域子ども・子育て支援事業（第五十四条）
第一款　特定教育・保育施設（第二十九条―第三十八条）	第四章　子ども・子育て支援事業計画（第五十五条）
第二款　特定地域型保育事業者（第三十九条―第四十四条）	第五章　費用等（第五十六条―第五十九条）
第三款　業務管理体制の整備等（第四十五条―第四十八条）	第六章　雑則（第六十条）
第四款　教育・保育に関する情報の報告及び公表（第四十九条―第五十三条）	附則
第二節　特定子ども・子育て支援提供者（第五十三条の二―第五十三条の六）	
第三章　地域子ども・子育て支援事業（第五十四条・第五十四条の二）	
第四章　子ども・子育て支援事業計画（第五十五条）	
第五章　費用等（第五十六条―第五十九条の二）	
第六章　雑則（第六十条）	
附則	